

要支援者が困らない介護サービスを

問 市では、平成29年4月から新介護保険制度(25年改正)がスタートする。

要支援の人が、現行の通所や訪問サービスを利用できなくなり、市民の助け合いの力も借りた安価なサービスを市は作り上げねばならない(総合事業)。市が準備しなければ、玄関先でデイサービスの迎えがいくら待っても来ない状況が生まれる。

新たな市民の担い手は確保できているか。

健康福祉部長 地域で活動している団体や、ボランティアの方々の現状調査をしている。

問 現在、要支援1が371人、2が341人認定されており、今年度に要支援になった人は、1年間は今のサービスが利用できるが、来年4月以降の要支援者は新制度を使うことになる。さらに30年度からは、要支援約70人全員が総合事業の対象となる。サービス必要量の目標を掲げて進めているのか。

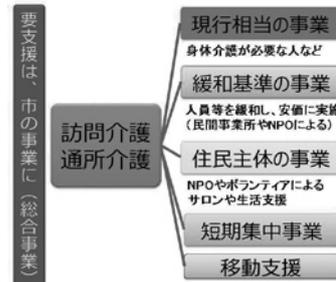
健康福祉部長 数字は指摘の通りだ。まずは民間事業所への説明会や実態調査を進めていく。



吉川三津子 議員

問 この制度大改正のことを知らない市民が多い。広報をしっかりとすべきでは。

市長 この改正をきっかけに、事業を取りやめる事業所がでてくるのではないかと危惧している。事業所と情報共有しながら、広報にも力を入れていく。



▲平成29年4月から始まる「新介護保険制度」

中学校で放課後学習支援を

問 永平寺中学に視察に行った。給食無料化だけでなく、中学生の放課後学習支援を町費で実施していた。提出物の提出が滞っている生徒に声をかけをし、教員退職者の協力を得て実施されていた。市として、取り組んでは。

教育部長 子どもの実情に応じた適切な指導ができるよう考えていきたい。

その他の質問

- ・図書館の指定管理は、現状にそぐわない。
- ・夏休みの児童クラブ定員超えに対策を。

市民協働部長 市独自のガイドラインの作成は考えていない。

問 2年前に、市に空き家等の適正管理に関する条例制定を提案したが、市長は県の指導を受け検討すると回答した。写真を見て、空き家に対する考え方は。

市長 大変重大な状況だと認識をしている。現在、プロジェクトチーム立ち上げに向け準備しており、対応していく。

公有財産の屋根貸し太陽光事業は

問 公共施設の太陽光発電の設置状況は。

市民協働部長 5カ所に設置しており、災害時に電力供給が絶たれた際、佐織中学校では電力として使用できる。

問 災害時や非常時に太陽光発電による電力を市が無償で使用することができる公有財産の屋根貸しを名古屋市、尾張旭市が行っている。実施の考えは。

総務部長 太陽光発電事業を避難施設となる公共施設に設置する場合は、関係課とも協議をして進めていきたい。